平成２３年（フ）第８４３４号
千葉県市原市うるいど南２丁目２－３　メゾンフォレスティアＢ－Ｂ102、住民票上の住所千葉県市原市上高根1296―95
債務者　小林　喜裕
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４３５号
東京都足立区六月１丁目20―24
債務者　芳賀　孝美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４３６号
東京都台東区上野７丁目３－９―812
債務者　川畑　良伸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４３７号
千葉県香取市佐原イ594
債務者　平野須美江
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４３９号
神奈川県横浜市金沢区並木２丁目７－６－706
債務者　鈴木　正吾
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４４６号
東京都板橋区高島平１丁目５－７―202
債務者　植木　克哉
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４４８号
東京都八王子市館町1097－４―12―404
債務者　尾形　秀行
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４５１号
東京都杉並区成田東５丁目５－４　ノヴェルズ61
債務者　松山　孝宏
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４５４号
東京都中野区南台５丁目９―22―208
債務者　橋本　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４８４号
東京都大田区大森西１丁目11―10―204
債務者　保坂　郁子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０１号
東京都府中市是政２丁目19―７―202
債務者　石川　　翼
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５１０号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２－１―912
債務者　瀬沼　美伸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５１１号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目５―48―506
債務者　細田亜矢子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５３３号
東京都板橋区加賀２丁目18―13　日興自動車交通株式会社
債務者　鈴木　一成
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５３８号
東京都新宿区新宿６丁目27―１―313
債務者　北　　雄之
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部